渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
Atsumi & Sakai
TOKYO | LONDON | FRANKFURT

ニューズレター
Newsletter

▶ About us

国内独立系法律事務所として初めて独自に外国法共同事業を立ち上げた総合法律事務所。
ボーダレスで複雑多岐な問題に対し先端的・革新的リーガルソリューションを提案しています。

近年、海外進出、国際取引に関する業務をはじめとするクロスボーダー案件をも多く手掛け、インターナショナル・ローファームとしての評価も高まっており、グローバルなリーガル専門誌のランキングやアワードを獲得しています。
女性の割合も高く、また外国弁護士も複数名在所するなど、ダイバーシティを重視している事務所です。

FATCA 対応に関する日米声明

2013 年 9 月 24 日 No.A&S(JP)_006

1 はじめに

海外の金融機関口座を利用した租税回避については、主要国の財務・税務当局が頭を悩ませているが、米議会上院の調査委員会（The Permanent Subcommittee on Investigations）の推計によれば、米国政府は毎年 1 千億ドルもの税収を海外口座を利用した租税回避により失っているとのことである。したがって、米国政府にとってこのような租税回避を防止し、米国納税者の所得を捕捉することは長年の懸案であった。
このような状況の下、米国議会は 2010 年 3 月 18 日に、「2010 年雇用回復のための採用促進法」（Hiring Incentives to Restore Employment Act of 2010 = HIRE 法）の一部として外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act = FATCA）を成立させた。
FATCA は、米国外での執行力はなく、米国外の金融機関に直接義務を課すものではないが、FATCA の求める条件を満たさない外国の金融機関に対して支払いを行う米国の源泉徴収機関に対して 30% という懲罰的な源泉徴収を行うことを義務付けており、これにより、源泉徴収を回避したいと望む日本を含む海外の金融機関の協力を間接的に強制する仕組みとなっている。しかしながら、FATCA の求める条件をそのまま満たすことはそれぞれの国内法上の個人情報保護や顧客情報の秘匿義務に反することとなる場合がある。この問題を避けるため主要国の監督当局及び税務当局は米国財務省及び内国歳入庁（Internal Revenue Service = IRS）と協議を重ねてきたが、日本については、本年 6 月 11 日に日米当局による声明が発表された。本稿は、FATCA の基本的な構造を概説し、法制定以後の米国政府のアプローチと、日米声明の内容について概説するものである。

2 FATCA の仕組み

FATCA は、既存の 1986 年内国歳入法（Internal Revenue Code of 1986）に第 4 章「一定の外国口座の報告を実施させるための税」（Taxes to Enforce Reporting on Certain Foreign Accounts）としてセクション 1471 から 1474 を追加するという構成を取っている。これらのセクションは、次のような原則的な定めを設けている。

（1）財務長官と一定の内容の契約（FFI 契約）を締結していない外国金融機関（Foreign FinancialInstitution = FFI）に対して源泉徴収対象の支払いをする源泉徴収機関は、30% の源泉税を控除しなければならない。
（2）上記の一定の契約内容の主なものは、FFI は、（ア）自らが維持している口座のそれぞれが米国口座であるかどうかを判断するために必要な口座保有者についての情報を取得し、（イ）米国口座特定のために、財務長官が指定する必要な確認とデューディリジェンス手続きを遵守し、（ウ）米国口座については、定められた内容の報告を毎年行い、（エ）非協力口座又は要件を満たさない他の FFI に対する支払いの 30% を源泉徴収し、（オ）米国口座に関して財務長官が要求する追加の情報提供に応じ、（カ）外国の法律により情報提供が許されない場合には、情報提供についての口座保有者の同意を得るように努め、合理的な期間内に同意が得られない場合にはその口座を解約することを約する、というものである。
（3）FFI が上記の契約に基づき、米国口座について報告すべき事項（上記（2）（ウ））は、口座保有者の氏名（法人の場合は名称）、住所又は所在地、納税番号（Tax Identification Number = TIN）、口座番号、口座残高、財務長官が指定する期間中におけるその口座におけるすべての受取り、引出し、支払いなどとなっている。

これらの原則には細かな例外規定が設けられているが、原則の背後にある考え方は、①外国金融機関に対して米国当局との契約に基づく義務を定め、②契約の締結を促す手段として契約に応じない外国金融機関に対する支払いに高率の源泉徴収税を課すというものである。
また、これらのセクションには用語の定義も置かれており、そのうちの主要なものの概要は次の通りである。

- **米国口座：**金融機関に置かれている金融口座のうち、特定米国人、又は、特定米国人が支配者となっている非米国事業体によって保有されるもの。
- **金融口座：**A) 預金口座、B) 保管口座、C) 金融機関に対するエクイティー又は債権に係る受益権（equity or debt interest）（ただし、確立した証券市場で定常的に取引されているものを除く）。また日本の金融機関の場合には、声明の付属書 II により、財形貯蓄、従業員持ち株会、ISA 口座、企業年金保険等一定のカテゴリーの口座が除外されている。
- **特定米国人：**米国市民、米国居住者である個人、米国において又は米国若しくは諸州の法令に基づいて組成された法人、パートナーシップ等のうち、その株式が確立された証券市場において定常的に取引されている法人、米国又は諸州等により完全に保有される団体又は機関、銀行、登録証券業者等一定のカテゴリーの者を除く者。

・**外国金融機関（FFI）：**外国事業体である金融機関。
・**非協力口座保有者：**口座保有者のうち、上記２（２）アの情報又は米国人等の氏名、名称、TIN 等の情報を求める合理的な要求に応じない者、又は上記２（２）カに定める同意に応じない者
・**源泉徴収対象の支払い：**原則として、米国内を源泉とする金利（割引発行差金を含む）、配当金、賃料、給与、プレミアム、定期金、償金、報酬、その他定額又は確定可能な年払い又は定期的な所得、利益、又は収入、米国内を源泉とする金利又は配当金を生ずる種類の資産の売却その他の処分の代り金。

3 施行のスケジュール
FATCA 法の上では、上記の内国歳入法典の改正は、既存の債務についての例外を除き、原則として 2013 年 12 月 31 日以降に行われる支払いに適用されるものとされている。

4 これまでの経緯
米国当局は、FATCA の実施のための細目について IRS Notice という形で公表を行い、これまでに 5 つの Notice（2010 年 8 月、2011 年 4 月、同年 8 月、2013 年 1 月、同年 7 月）を公表している。その内容は、各国の金融機関及び同局から示された懸念事項、要望事項等に対応して変遷しており、たとえば、2011 年 4 月の Notice 2011-34 では、プライベート・バンクの口座についての特別の保有者特定手続きを公表したが、そのような特別の手続きは 2013 年 1 月の最終規則（Final Regulations）には反映されていない。
米国当局は 2012 年 7 月に政府間協定モデル 1 を、同年 11 月には政府間協定モデル 2 を公表した。これは、多くの国において金融機関が顧客情報を直接外国当局に提供することが秘密保護法制上許されないことに対応するためのものである。モデル 1 の下では、外国金融機関は米国口座であると特定された口座の顧客情報をその国の当局に報告し、その国の当局と IRS が情報を自動的に交換するという仕組みを取っている。これに対して、モデル 2 の下では、政府間協定の許す範囲内で外国金融機関は、顧客に関する情報を直接 IRS に報告し、特定の非協力口座に関する情報については政府間の情報交換によって補完されるという仕組みが取られている。2013 年 8 月末現在で 7 か国[1]がモデル 1 に基づく政府間協定を、そして日本を含む 2 か国[2]がモデル 2 に基づく政府間協定を締結している。
また、米国当局は 2013 年 7 月に発表した Notice 2013-43 において、改定後の施行スケジュールを発表しており、それによれば、源泉徴収の開始は 2014 年 6 月 30 日以降の支払い分から、既存口座判定日は 2014 年 7 月 1 日にするなど従来より 6 か月後ろ倒しのスケジュールとなっている。これはすでに合意された政府間の協定・声明にも適用されることになる。したがって、日米間の声明のうち日付に関する部分は読み替えられる必要がある（以下の日付は読み替え後のものである）。

5 日米当局による声明
米国財務省、ＩＲＳと日本の金融庁、財務省、国税庁は、2013 年 6 月 11 日に「FATCA 実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明[3]」を発表し、金融庁は同月 20 日に、全銀協等の関係団体及び金融機関に対し同声明の周知徹底を求める要請文を送付した。これにより、FATCA の下で日本の金融機関が取るべき手続が明確になった。

以下においては、主として①日本の国内金融機関に対する FATCA の適用の特例、②日本の金融機関が米国口座を特定するための手順等についての概要を解説する。
（１）日本の国内金融機関に対する FATCA の適用の特例
（a）一定の不遵守の場合を除き、IRS に登録し、FFI 要件 4 の必要事項を実施している報告日本国内金融機関[5]は、米国内国歳入法セクション 1471 の必要事項を遵守しており、源泉徴収を受けないものとして扱われる。
（b）米国は、重大な不遵守がある場合を除き、報告国内金融機関が、この声明による指示（下記（２）参照）を遵守し、かつ、日本の当局が米国当局から要請された情報を定められた期間内に米国当局と交換する場合には、非協力口座保有者が保有する口座（不同意米国口座）に関する源泉徴収及び口座の解約を求めない。
（２）日本国内金融機関への指示
日本の監督当局は、報告日本国内金融機関に対して次のことを指示し、かつ、報告日本国内金融機関がそれを行うことができるようにすることにコミットする。
（a）2015 年 7 月 1 日までに IRS に登録し、FFI 要件の必要事項を実施すること。
（b）米国口座であると特定された既存口座については、
（i）口座保有者に対し、口座保有者の TIN の申告と IRS に対する報告への同意を要請し、かつ
（ii）不同意米国口座に関して財務省規則により求められる総数・総額の情報を IRS に毎年報告すること
（c）報告日本国内金融機関が、2014 年 6 月 30 日に現存する不参加金融機関[6]に対して外国報告対象金額[7]を支払う場合には、
（i）2015 年及び 2016 年については当該不参加金融機関に対して報告への同意を要請し、
（ii）当該年内に支払先となった同意をしない不参加金融機関の数、及び支払総額を、当該情報が関連する年の翌年の 3 月 15 日までに IRS に報告すること
（d）米国口座であると特定された新規口座については、口座開設の条件として、口座保有者から IRS に対する報告への同意を取り付けること

（e）2015 年 7 月 1 日以降に不参加金融機関が開設した新規の口座又は不参加金融機関に対して新たに負った支払義務に関し、報告日本国内金融機関が外国報告対象金額を支払う場合には、口座開設又は支払義務負担の条件として、口座保有者から IRS に対する報告への同意を取り付けること

（3）日米当局間の情報交換

（a）上記（2）（b）（ii）に基づいて報告された総数・総額の情報に基づき、米国当局は、日本当局に対し、不同意米国口座、及び不参加金融機関に支払われた外国報告対象金額に関する情報のグループ要請を行うことができる。

（b）上記のグループ要請を受けた日本当局は、要請の受領から 6 か月以内に、報告日本国内金融機関から IRS に直接報告されていたならば使用されたのと同様の様式で、要請された情報を米国当局と交換する。

（c）ただし、不同意米国口座の口座保有者の TIN が、報告日本国内金融機関の記録にない場合には、日本当局はこれを取得・交換することは期待されず、この場合には、関連する者の生年月日が報告日本国内金融機関の記録にあるときはそれを取得し交換する情報に含める。

（4）口座レビューのための手続き

報告日本金融機関が行うべきレビュー手続は声明付属書 I に定められているが、その概要は、口座を①既存個人口座、②新規個人口座、③既存法人口座、④新規法人口座の 4 つに分類し、それぞれ残高に応じて行うべき手続きを定めるというものである。

その 1　既存個人口座についての米国口座特定のための手続き

A レビュー、特定、報告の対象外となる口座

（1）2014 年 6 月 30 日の時点で残高又は価値（「残高等」）が 5 万ドルを超えない既存個人口座、ただし、その後に高額口座に該当することとなった場合を除く。

（2）2014 年 6 月 30 日時点の残高等が 25 万ドル以下の、キャッシュバリュー保険契約[8] 又は年金保険契約からなる既存個人口座。ただし、その後に高額口座に該当することとなった場合を除く。

（3）日本又は米国の法令上、米国居住者に対して売却することが実効的に禁止されているキャッシュバリュー保険契約又は年金保険契約からなる既存個人口座

（4）残高が 5 万ドル以下の預金口座

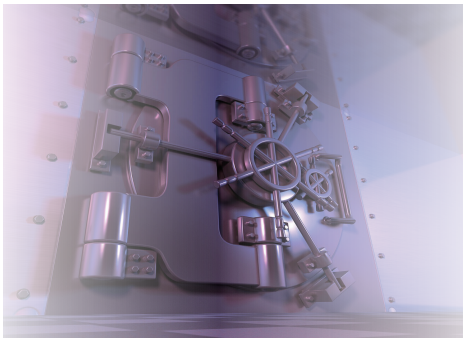

B「低額口座」のレビュー手続

2014 年 6 月 30 日の時点で残高等が 5 万ドル（キャッシュバリュー保険契約又は年金保険契約の場合には 25 万ドル）を超えるが、100 万ドル以下である既存個人口座（「低額口座」という）のレビューは次の通り行う。

（1）電子記録検索 次に掲げる米国示唆情報（U.S. Indicia）の有無を、当該金融機関が管理する電子的に検索可能なデータをレビューすることで確認する。

a）口座保有者が米国市民又は米国居住者であることを示す識別情報
b）米国内の出生地を明白に示す情報
c）米国における現在の郵送先住所又は自宅住所（米国郵便私書箱を含む）
d）現在の米国の電話番号
e）米国内の口座への資金移動の自動送金指図
f）米国に住所を有する者に対する、現に有効な委任状又は署名権限の付与
g）「気付」又は「局留め」の住所のうち、報告日本国内金融機関が口座保有者に関して記録上有する唯一の住所であるもの（ただし、米国外の「気付」の住所又は「局留め」の住所は米国示唆情報とはしない。）

（2）上記の米国示唆情報が、電子的な検索では発見されなかった場合には、それ以上の措置は必要ない。

（3）上記の米国示唆情報のいずれかが電子的検索により発見された場合、報告日本国内金融機関は当該口座を米国口座として扱わなければならない。ただし、下記（4）に定める除外事項が適用される場合を除く。

（4）上記の米国示唆情報が発見された場合であっても、自己宣誓書その他の書類を取得し、保有している場合等、一定の条件を満たす場合には、原則として、報告日本国内金融機関は、当該口座を米国口座として扱う必要はない。

（5）米国示唆情報発見の効果

（a）米国示唆情報のいずれも、上記に定める高額口座の加重的レビューによって発見されず、かつ、上記（4）によっても当該口座が特定米国人によって保有されているものとされない場合には、原則として、それ以上の措置は必要とされない。

（b）上記に定める加重的レビューにより、米国示唆情報のいずれかが発見された場合、又は事情変更の結果、米国示唆情報が発生することとなった場合には、報告日本国内金融機関は、原則として、当該口座を米国口座として扱わなければならない。

（c）残高が 5 万ドル以下の預金口座の場合を除き、本セクションに従い米国口座として特定された既存個人口座は、原則として、それ以降のすべての年について米国口座として扱われる。

2013 年 9 月 24 日 No.A&S(JP)_006

その 2 新規個人口座に関する手続き
2014 年 7 月 1 日以降に開設された個人保有の金融口座の中から米国口座を特定するための手続きは次の通りである。

A レビュー、特定、報告要請の対象外となる口座
（1）暦年末日の時点で残高が 5 万ドルを超えていない預金口座
（2）歴年末日の時点でキャッシュバリューが 5 万ドルを超えていないキャッシュバリュー保険契約

B その他の新規個人口座
（1）上記 A 以外の新規個人口座については、口座開設時又は口座が上記 A に定める口座に該当しなくなった時の暦年の末日から 90 日以内に、口座保有者が税務上の米国居住者であるかどうかを判断できるような自己宣誓書類を取得しなければならない。また、報告日本国内金融機関は口座開設に関連して収集した書類等に基づき、当該自己宣誓書類の妥当性を確認しなければならない。
（2）自己宣誓書類により、口座保有者が税務上の米国居住者であることが証明された場合には、当該口座を米国口座として扱い、更に、口座保有者の TIN が含まれた自己宣誓書類（IRS フォーム W-9 又はこれに類似する合意されたフォーム）を取得しなければならない。

その 3 既存法人口座に関する手続き
A レビュー、特定、報告要請の対象外となる法人口座
既存法人口座に関しては、2014 年 6 月 30 日時点において残高等が 25 万ドルを超えていないものは、残高等が 100 万ドルを超えるまでは、レビュー、特定、又は米国口座である旨の報告を要しない。

B レビューの対象となる法人口座
2014 年 6 月 30 日時点で残高等が 25 万ドルを超える既存法人口座、及び、当初は 25 万ドルを超えていなかったが後に 100 万ドルを超えた既存法人口座については、下記 D に定める手続きに従ってレビューしなければならない。

C 報告が求められる法人口座
上記 B に定める既存法人口座については、特定米国人に該当する法人が保有する口座、又は、支配者が米国市民若しくは米国居住者である受動的 NFFE（非金融外国主体）[9] のみが、米国口座として扱われる。
また、不参加金融機関口座は名寄せ総額の報告が求められる対象となる口座として扱われる。

D 報告が求められる法人口座を特定するためのレビュー手続
上記 B に定める既存法人口座については、①当該口座が特定米国人の保有するものか、②支配者が米国市民又は居住者である受動的 NFFE が保有するものか、又は③不参加金融機関が保有するものかを判断しなければならない。その手順は、ある法人が特定米国人に該当するかどうかの判断、非米国法人が金融機関であるかどうかの判断、金融機関が不参加金融機関であるかの判断、非金融外国主体（NFFE）の保有口座が米国口座に該当するかどうかの判断に分けて詳細に定められているが、ここでは割愛する。

その 4 新規法人口座
2014 年 7 月 1 日以降に開設された法人保有の金融口座のレビュー手続は以下による。

A レビュー、特定、又は報告要請の対象外となる
法人口座新規法人口座として扱われるクレジットカード口座及びリボルビング融資枠は、レビュー、特定、報告要請の対象外となる。ただし、当該口座を維持している報告日本国内金融機関は、口座残高が 5 万ドルを超えることを回避するための方針及び手続きを実施しなければならない。

B その他の新規法人口座
上記 A の場合を除き、口座保有者が次のいずれかに該当するかどうかを判断しなければならない。①特定米国人、②日本国内金融機関又はその他のパートナー国国内金融機関、③参加外国金融機関 [10]、みなし遵守外国金融機関 [11]、適用外受益者 [12]、又は④能動的 NFFE 若しくは受動的 NFFE

（1）下記（2）の適用を条件として、報告日本国内金融機関は、口座保有者のグローバル金融仲介機関識別番号、又は公表情報若しくは保有情報に基づき合理的に判断する場合には、当該口座保有者が能動的 NFFE、日本国内金融機関、又は他のパートナー国国内金融機関であると判断することができる。

（2）口座保有者が、IRS によって不参加金融機関として扱われる日本国内金融機関又はその他のパートナー国国内金融機関である場合には、当該口座は米国口座とはされないが、当該口座保有者に対する支払いについては、FFI 要件上の求めに沿って報告をしなければならない。
（3）上記（1）（2）以外の場合にはすべて、口座保有者のステータスを証明するため自己宣誓書類を取得しなければならず、その自己宣誓書類に基づき、以下の（a）から（d）のルールが適用される。

（a）口座保有者が特定米国人に該当する場合には、当該口座は米国口座として扱われる。
（b）口座保有者が受動的 NFFE に該当する場合には、支配者を確認し、さらに口座保有者又は支配者が提出した自己宣誓書類をもとに、これらが米国市民又は米国居住者に該当するかを判断する。当該主体が米国市民又は米国居住者に該当する場合には、当該口座は米国口座として扱われる。
（c）口座保有者が以下のいずれかに該当する場合には、その口座は米国口座として扱われず、報告は要求されない。
　（i）特定米国人以外の米国人
　（ii）日本国内金融機関又はその他のパートナー国国内金融機関
　（iii）参加外国金融機関、みなし遵守外国金融機関、適用外受益者
（d）口座保有者が不参加金融機関である場合には、その口座は米国口座に該当しない、ただし、当該口座に対する支払いは報告しなければならない。

（4）その他の主要ルール
口座の名寄せ
報告日本国内金融機関は、コンピュータシステムにより、顧客番号等のデータ項目をもとに金融口座がリンクされ、複数口座の残高等が合算できる範囲において、一の個人又は法人が保有する複数の金融口座の残高等を判断するために、複数口座の合算を行わなければならない。共同保有金融口座の各保有者はそれぞれ全体を保有するものとみなされる。
最恵国待遇
この声明よりも有利な他のパートナー国との二国間協定は、日本当局と日本国内金融機関にも適用される

パススルーペイメント[13]
外国へのパススルーペイメントの取扱いについては、他のパートナー国とともに引き続き共同で作業することとされており、とりあえずパススルーペイメントに対する源泉徴収義務は適用されない。

1 ドイツ、スペイン、ノルウェー、アイルランド、メキシコ、デンマーク、英国
2 日本、スイス
3 http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130611.html
4 FFI 要件：内国歳入法セクション 1471 サブパラグラフ（b）の要件（このニュースレター本文 2（2）に概要が記されているもの）のうち、日米声明と整合的なもの。
5 報告日本国内金融機関：日本国内金融機関のうち、日本銀行、公的機関、年金基金、地域顧客基盤を有する小規模金融機関、集団的投資ビークル等、日米声明付属書 II により不報告国内金融機関とされる者を除く者。
6 不参加金融機関：IRS に登録していない FFI（ただし、日本その他の協定国の国内金融機関を含まない。）
7 外国報告対象金額：米国内の源泉から生じたものであるとしたら、源泉徴収対象支払となるであろう、定額又は確定可能な年払い又は定期的な所得。
8 キャッシュバリュー保険契約：契約の終了、解約等に際して現金の払い戻しを受け、又は契約を担保に現金の借り入れが可能な保険契約
9 受動的非金融外国主体（Passive NFFE）は、付属書 I において詳細に定義されているが、その概要は、金融機関に該当しない非米国事業体のうち、能動的 NFFE 以外の者ということであり、能動的とされるための条件は、総所得の 50% 以上が受動的所得でないこと、その株式が確立された証券市場で通常取引されていること、関連事業体以外に対して金融サービスやヘッジサービスを一切行っていないこと、などの条件の一つに該当することである。通常の事業会社、免税法人、政府機関等は受動的非金融外国主体には該当しない。
10 参加外国金融機関：FFI 契約を締結している外国金融機関
11 みなし遵守外国金融機関：付属書 II に掲げられる、地域顧客基盤を有する小規模金融機関、一定の要件を満たす集団的投資ビークル、ただし IRS に登録し定められた要件を遵守することが必要である。
12 適用外受益者：日本の政府機関、中央銀行、国際機関、年金基金等、付属書 II に適用外受益者として定義される者
13 パススルーペイメント：源泉徴収対象の支払い又はそれに由来する支払いで、非協力口座保有者に向けられたもの

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

| 執筆者
原 文之 > *View Profile*
オブカウンセル 第二東京弁護士会所属
fumiyuki.hara@aplaw.jp
| お問合せ
info@aplaw.jp

© Atsumi & Sakai 2013